

岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

(趣 旨)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

この要領は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する CCUS を活用するモデル工事（以下「CCUS 活用モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は以下のとおり定義する。

- (1) 「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、（一財）建設業振興基金である。
- (2) 「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUS に事業者を登録することをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUS に技能者を登録することをいう。
- (6) 「管理者 ID（現場管理者）登録」とは、元請事業者が CCUS に現場管理者を登録することをいう。
- (7) 「カードリーダー」とは、CCUS に対応した IC カードリーダーをいう。
- (8) 「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。

(対象工事)

第3条 CCUS 活用モデル工事は、発注機関の長が認めた工事を対象（以下「指定型工事」という。）とする。

また、指定型工事以外の工事において、契約後、工事着手までの間に受注者から申し入れがあった場合は、受発注者の協議によりモデル工事（以下「申入れ工事」という。）として適用できるものとする。

ただし、以下に掲げる工事は原則として CCUS 活用モデル工事の対象としない。

- (1) 工場製作のみの工事、災害復旧工事、通年維持工事（全面委託）、除雪工事
- (2) 発注機関の長が CCUS 活用モデル工事になじまないと判断した工事

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において CCUS 活用モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

・・・

() 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

15 その他

・・・

（ ）本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施

（ ）本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を参照してください。

（実施方法等）

第5条 受注者は、CCUS 活用モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

- （1）受注者は、工事着手前に、活用内容と達成目標等を施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。
- （2）受注者は、工事完成時に、CCUS 活用状況、基準達成及び「CCUS 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）」を確認できる資料を発注者に提出すること。

【達成状況を確認できる書類の例】

条件	確認できる書類の例
・事業者登録	CCUS 事業者情報登録完了メール等の提示 もしくは、当該現場に係る現場利用料の明細
・技能者登録	CCUS 技能者情報登録完了メール等の提示 もしくは、当該現場に係る現場利用料の明細
・管理者 ID（現場管理者）登録	現場利用料の請求書（写し）
・カードリーダーの設置	現場の設置状況写真
・実働日数 30 日以上 IC カード読み取り	当該現場に係る現場利用料の明細 もしくは、就業履歴一覧

- 2 受注者の責によらない不測の事態が生じ、CCUS 活用モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により CCUS 活用モデル工事の対象外とすることができる。

（工事成績評定点の加点）

第6条 CCUS 活用モデル工事として実施したものについては、工事成績評価の対象とし、評定点の加点を行うものとする。

下記条件を満足し、基準を達成した場合は、岐阜県建設工事成績評定要領の考査項目別運用表における「創意工夫」の「その他」において、工事成績評定点の1点加点を行う。加点評価の記載例は、別表のとおり。

条件	基準
・事業者登録	・元請のみ。下請の登録は求めない。
・技能者登録	・1名以上
・管理者 ID（現場管理者）登録	・当該現場の登録
・現場にカードリーダーを設置	・実働日数 30 日以上 IC カードを読み取る

なお、工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は条件を満たしているものとする。

また、第5条第2項の規定により CCUS 活用モデル工事の対象外となった場合及び活用基準を未達成の場合にあっても、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。

別表（記載例）

創意工夫
【その他】（理由：建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領第6条に定められているすべての基準を達成した。）

（CCUS 活用にかかる費用）

第7条 CCUS 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、それぞれ以下のとおり変更設計時に支出実績に基づき、現場管理費として積上げ計上するものとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。

（1）カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する（新規購入に限る）。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する（新規購入に限る）。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とする。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）費や通信費、機器の設置費は受注者の負担とする。

【カードリーダー、顔認証カメラ、顔認証型リーダーの費用】

現場で使用する OS	単価	備考
Windows	10,000 円／1 台（税抜）を上限	原則、1 工事あたり 1 台とする。
iOS	30,000 円／1 台（税抜）を上限	

（2）現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

また、システム登録料及び管理者 ID 利用料は受注者の負担とする。

（その他）

第8条 受注者は、発注者が CCUS 活用モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をするものとする。

また、この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。